

「(仮称) 高津物流施設計画に係る条例環境影響評価書」の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、「(仮称) 高津物流施設計画に係る条例環境影響評価書」の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：(仮称) 高津物流施設計画

種類：都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為（第 3 種行為）

大規模建築物の新設（第 1 種行為）

工場又は事業所の新設（第 1 種行為）

2 指定開発行為者

名称：日鉄興和不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 三輪 正浩

所在地：東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号

3 公告日

令和 7 年 6 月 2 日（月）

4 条例環境影響評価書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 7 月 1 日（火）まで

※土曜日、日曜日は除く。

※高津区役所では第 2・4 土曜日の午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までも縦覧を行います。

(2) 縦覧場所及び時間

中原区役所 5 階・高津区役所 1 階・環境局環境評価課（市役所本庁舎 20 階⑥窓口）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（環境局環境評価課は午後 5 時 15 分まで）

※縦覧開始日（6 月 2 日）は、午前 10 時から縦覧を行います。

※上記期間中、本市ホームページに当該条例環境影響評価書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html>



検索 川崎市 アセス図書の公表



5 事業内容等に関する問合せ先

名称：株式会社 MSC

所在地：東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 20 号

電話：090-6709-2356

ファクス：03-5404-3401

掲載先ホームページ 二次元コード

6 備考

「条例環境影響評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和 7 年 6 月 2 日

川崎市環境影響評価に関する条例第 27 条に基づき、「(仮称) 高津物流施設計画に係る条例環境影響評価書 (以下「条例評価書」と表記)」の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例評価書」とは、条例環境影響評価審査書の内容に基づき、指定開発行為者が条例環境影響評価準備書の記載事項に検討を加えて作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	日鉄興和不動産株式会社
	名 称	(仮称) 高津物流施設計画
	種 類	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 (第 3 種行為) 大規模建築物の新設 (第 1 種行為) 工場又は事業所の新設 (第 1 種行為)
	実施区域	川崎市高津区下野毛 2 丁目 976-1 ほか、 北見方 3 丁目 531-1 ほか 中原区宮内 2 丁目 1541 番 2 ほか
	目 的	物流倉庫 (一部産業支援施設) の新設
	内 容	開発区域面積 : 約 46,480 m ² 建築面積 : 約 20,760 m ² 延べ面積 : 約 110,790 m ²
	施行期間	令和 7 年 6 月 (着工予定) から令和 10 年 2 月 (完了予定) まで
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和 7 年 6 月 2 日 (月) から 7 月 1 日 (火) まで
	縦覧場所及び時間	■ 中原区役所 5 階 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。土曜日、日曜日は除く。 ■ 高津区役所 1 階 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。土曜日、日曜日は除く。ただし、第 2・4 土曜日の午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分までは行います。 ■ 環境局環境評価課 (市役所本庁舎 20 階⑥窓口) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。土曜日、日曜日は除く。 ※すべての縦覧場所で縦覧開始日は、午前 10 時から縦覧を行います。
	ホームページ	ホームページから条例評価書の閲覧ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 電 話 : 044-200-2156 ファクス : 044-200-3921